

<一般委託>

南処理工場管理道路交通誘導業務委託(一般委託)仕様書

南処理工場管理道路交通誘導業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	南処理工場管理道路における交通誘導業務
2	履行期間	契約の日から令和2年3月6日
3	施行場所	横須賀市神明町2187番地他
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	(1)道路交通法 (2)警備業法
7	資格要件	別紙のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	資源循環部南処理工場 山田 昌孝 電話 046-835-4990

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

南処理工場管理道路交通誘導業務委託特記事項

1 適用範囲

この特記事項は、南処理工場管理道路における交通誘導業務に適用する。

2 履行範囲

業務場所は、別紙1・2・3のとおりとする。

3 業務従事日

- (1) 令和元年9月16日(月)23日(月)
- (2) 令和元年10月14日(月)
- (3) 令和元年11月4日(月)
- (4) 令和元年12月23日(月)24日(火)25日(水)26日(木)27日(金)
- (5) 令和2年1月6日(月)7日(火)
- (6) 令和2年1月13日(月)
- (7) 令和2年2月24日(月)25日(火)26日(水)27日(木)28日(金)

4 業務従事時間

業務時間は、午前8時30分から午後4時まで(1時間の昼休憩時間をとる)とする。
ただし、休憩時間中もA地点B地点ともに、誘導員が途切れることなく配置すること。

5 業務従事者数

- (1) A地点 3名以上(内1名は交通誘導業務検定資格者。その他の者は、有資格者と同等以上の能力を有する者。)
- (2) B地点 2名以上(内1名は交通誘導業務検定資格者。その他の者は、有資格者と同等以上の能力を有する者。)
- (3) 交通誘導業務検定資格者とは、警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。

6 業務内容

(1) 共通事項

- ア 業務従事者は、管理道路内で交通誘導をすること。
- イ 公道上での交通誘導はおこなってはならない。

(2) A地点業務

- ア 尻こすり坂方面(第2トンネル側)から来る車両
 - ① 全て例外なくT字路手前で一時停止させ、通行の用件を聞く。
 - ② 定日ごみ収集・粗大ごみ収集・久里浜事務所の車両は、そのまま直進させる。
 - ③ 南処理工場へごみを持ち込む車両(業者・市民)には、案内図を手渡し、左折させて迂回路へ誘導する。
 - ④ 通り抜けを希望する車両には、案内図を手渡し、左折させて迂回路へ誘導する。
- イ JVCケンウッド側から来る車両

- ① 全て例外なく停止線で一時停止させ、通行の用件を聞く。
- ② 右折（第2トンネル側）を希望する車両は、そのまま右折させる。
- ③ 定日ごみ収集・三浦市ごみ搬入・粗大ごみ収集・久里浜事務所の車両は、左折（第3トンネル側）させる。
- ④ 南処理工場へごみを持ち込む車両（業者・市民）には、案内図を手渡し、Uターンさせて迂回路へ誘導する。
- ⑤ 通り抜けを希望する車両には、案内図を手渡し、Uターンさせて迂回路へ誘導する。

(3) B地点業務

- ア 管理道路内へ進入を希望する車両は、例外なく一時停止させ、通行の用件を聞く。
- イ 定日ごみ収集・粗大ごみ収集・久里浜事務所・ごみ持ち込み（業者・市民）・花の国プールへの来場の車両は、通行を許可する。
- ウ 通り抜けを希望する車両には、案内図を手渡し、迂回路へ誘導する。
- エ 久里浜事務所及び南処理工場への郵便・運送・弁当の配達車両は、通行を許可する。

7 業務従事者

- (1) 受託者は、業務員名簿を契約締結後速やかに監督員に提出すること。
- (2) 業務従事場所は、屋外作業かつ真夏及び真冬の作業日があるため、業務従事者は健康かつ作業が円滑に遂行できる者とする。
- (3) 業務従事者は、交通誘導の対象者とトラブルとならないよう、丁寧かつ穏和に対応できる者とする。
- (4) 交通誘導の対象者は、業務従事者を市職員と同等の者とみなすので、相手に不快な気持ちを与えないよう、言葉使いや振る舞いには細心の注意を払い、接遇態度に配慮すること。
- (5) 受託者は、業務従事者をできる限り変更することのないように留意すること。
やむを得ず、変更をする場合は、監督員の了承を得る事。また、従事者の大多数を同時に変更することはしてはならない。
- (6) 業務従事者は、監督員の了承を得てから業務を開始すること。

8 業務報告書

- (1) 業務終了後は当日の業務概要を所定の様式（別紙4）で監督員に報告をすること。
- (2) 受託者は、上記当日報告書の他に、報告書を翌週までに監督員に提出すること。
報告書には、次の事項を含んだ内容を記載し、受託者名・捺印をすること。
 - ア 業務委託名称・報告書提出日・報告者名および報告者印
 - イ 業務実施日
 - ウ A地点・B地点ごとの警備担当者名
 - エ 苦情の有無及び主な苦情内容
 - オ 軽微なトラブル内容
 - カ 事故等重大なトラブルの件数及び内容
 - キ 上記カに関する発生以降の対応経緯と対応内容の詳細
 - ク 上記カが発生した原因
 - ケ 再発防止策とその実施状況（今後の予定を含む）
 - コ その他、報告が必要と思われること。

9 業務従事者への処置

- (1) 受託者は、業務従事者に対して安全かつ的確に業務を行うため必要な作業服・機材等を貸与しなければならない。また、名札等により業務従事者の氏名がはっきりと確認できるようにすること。
- (2) 業務従事中、業務従事者に事故があったとき、又は業務従事者が第三者に損害を与えた時には、委託者の責に帰すべき事由により発生したものを除き、受託者がその責を負うこと。この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を報告しなければならない。
- (3) 業務従事中、業務従事者と交通誘導の対象者と言葉使いやその振る舞い等により、交通誘導の対象者とトラブルになった場合、事由のいかんを問わず委託者はその責を負わない。また、トラブルの解決にあたっては、受託者の責任においてすること。この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を報告しなければならない。

10 業務従事者の債務

- (1) 業務従事者は、業務に当たっては安全を最優先し、事故や怪我等が発生しないように細心の注意を払うこと。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を他人にもらしてはならない。また、勤務外であっても同様とする。
- (3) 業務従事者は、受託者から貸与された作業服・機材等を常時着用して業務を行うこと。
- (4) 業務従事者は、交通誘導にあたっては、強制力等の権限を有していると解して行わないこと。

11 不適格者の交替

委託者は、業務従事者について実情調査の結果、業務遂行上不適格者と認められるときは、その理由を明示し、受託者にその者の交替を求めることができる。

受託者は、この請求を受けた時は直ちに実情を調査して、速やかに交替させなければならない。

12 その他

- (1) 定日ごみ収集・三浦市ごみ搬入・粗大ごみ収集車両等の見分け方（別紙5参照）

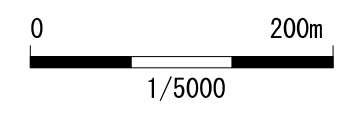
注：別紙5は参考資料なので、A・B両地点とも必ず車両を一時停止させ、通行の要件を聞いて車両の区別を判断すること。

- (2) 昨年度の持込み台数（参考資料）

日付	定日収集	粗大収集	許可	市民	三浦市
平成30年9月17日（月）	208	16	73	411	0
平成30年9月24日（月）	194	12	72	410	0
平成30年10月8日（月）	198	13	71	482	0
平成30年12月24日（月）	189	16	67	561	0
平成30年12月25日（火）	175	13	35	504	12
平成30年12月26日（水）	7	9	45	489	12
平成30年12月27日（木）	166	18	26	559	12
平成30年12月28日（金）	152	11	49	521	12
平成31年1月4日（金）	213	2	85	631	12
平成31年1月14日（月）	183	12	69	436	0

上記台数のうち、大半は第3トンネル側（A地点を通過する）から来る車両である。

南処理工場周辺管理道路全体図



住宅地図 : Copyright (C) 2017 ZENRIN CO., LTD (Z17BJ 第467号)
基盤地図 : この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
(承認番号 平28総使、第1003号)

A地点 詳細図

別紙 2

横須賀市道

JVCケンウッド

JVCケンウッド

※定日ごみ収集・久里浜事務所
三浦市・粗大ごみ収集車以外は、
Uターンして花の国プール側
からの迂回路へ誘導

パークゴルフ
受付事務所

パーク
ゴルフ場

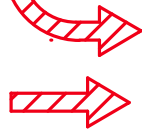
緑化協同組合
横須賀

ここまで市道

A



全車両
一時停止



定日ごみ収集・粗大ごみ収集
久里浜事務所・三浦市

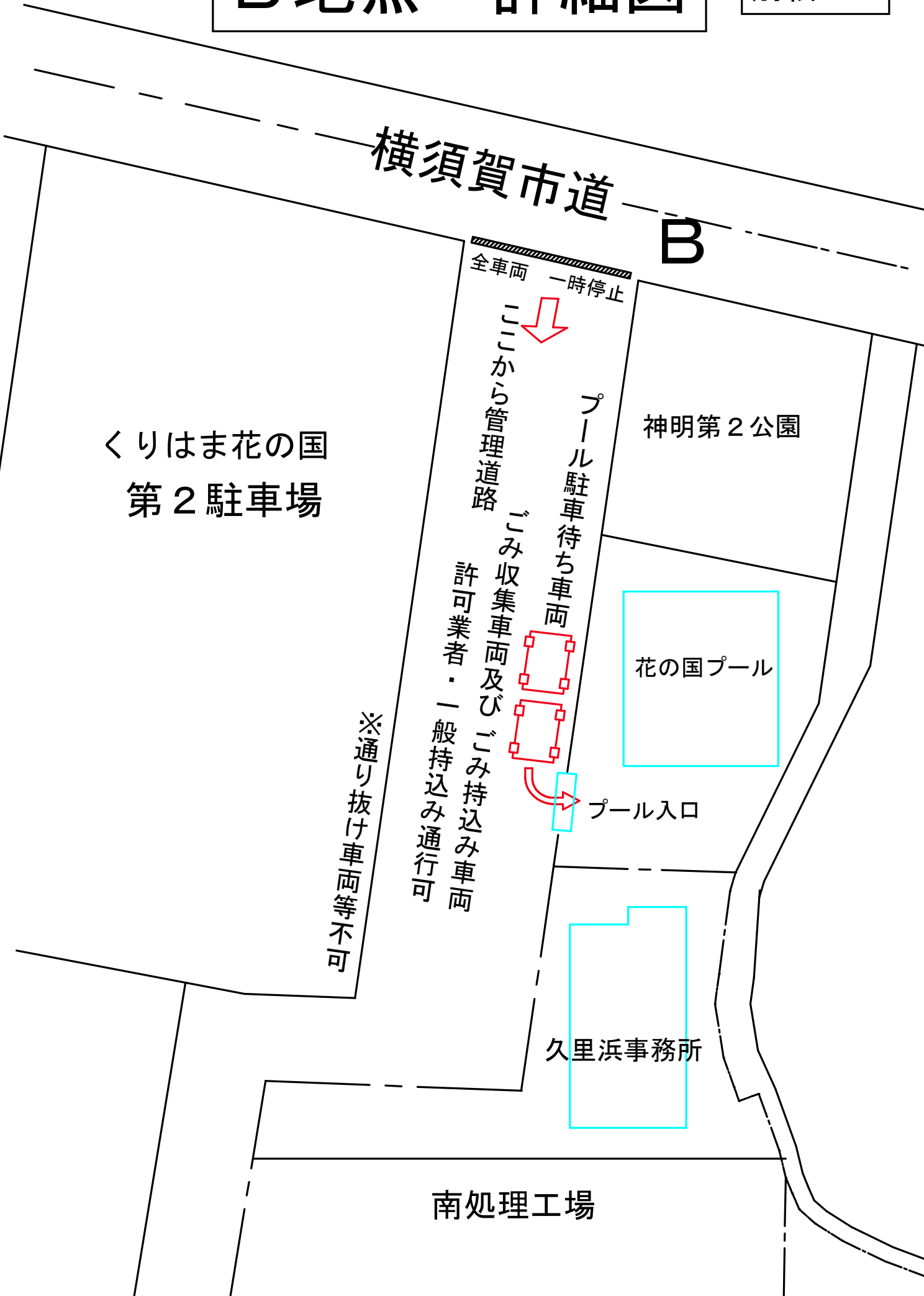
南処理工場 管理道路

駐車場

第2トンネル
尻こすり坂方面

南処理工場方面
第3トンネル

B地点 詳細図



工場長	電気係長	機械設備係長	化学係長	担当者

交通誘導業務報告書

令和 年 月 日

従事者名	A地点
	B地点
報告内容	
①誘導時のトラブル・苦情の有無	
苦情	A地点 件 B地点 件
軽微なトラブル	A地点 件 B地点 件
事故等重大なトラブル	A地点 件 B地点 件
(後日、詳細報告をすること)	
②その他報告事項	

車両の見分け方・判断方法

- 1 定日車両：市内のごみ集積所のごみを収集する車（パッカー車）
特徴：車体色はクリーム色。ボディ側面に青のラインがある。
注意：許可業者のなかには、パッカー車でクリーム色車両（払下げ車両）を使用している会社があるので、車種と車体色で判断をしないこと。

車体前面



前面に「青いライン」が入っている車両と無い車両が混在する。

車体側面



側面には「青いライン」が入っている。

- 2 粗大ごみ回収車両：市の委託により、個人の家から粗大ごみを回収する車（トラックが多い）
 特徴：車体前面に「横須賀市指定粗大ごみ収集車両 横須賀市資源協同組合」のステッカーが貼ってある。
 注意：ステッカーが無い場合は、許可業者（一般持込み扱い）となる。

車体前面



車体前面に

「横須賀市指定粗大ごみ収集車
 横須賀市資源協同組合」

- 3 三浦市ごみ搬入車：三浦市のごみを持ち込む車
 特徴：4 t ダンプ。車体色はゴールド。コンテナに黄色シート。
 注意：平日だけ搬入

車体前面



車体側面



- 4 久里浜事務所：乾電池や散乱ごみの回収をする車
 特徴：白の軽トラックか白の軽バン

